

科目名 (英文表記)	ビジネス法務 I (ビジネス法務の基礎) ( Business Law I )		
科目区分	基礎科目	単位数	2 単位
担当教員名	石黒匡人・多木誠一郎・ 河森計二・小林友彦・ 竹村壮太郎・片桐由喜	ナンバリング	MBA_C_EL 5211
研究室番号	石黒 (531) 多木 (435) 河森 (534) 小林 (523) 竹村 (520) 片桐 (407)	研究室電話番号	石黒 (27-5359) 多木 (27-5374) 河森 (27-5361) 小林 (27-5430) 竹村 (27-5369) 片桐 (27-5367)
Eメール・アドレス	石黒 ( <a href="mailto:ishiguro@res.otaru-uc.ac.jp">ishiguro@res.otaru-uc.ac.jp</a> ) 多木 ( <a href="mailto:taki@res.otaru-uc.ac.jp">taki@res.otaru-uc.ac.jp</a> ) 河森 ( <a href="mailto:kawamori@res.otaru-uc.ac.jp">kawamori@res.otaru-uc.ac.jp</a> ) 小林 ( <a href="mailto:kobayashi@res.otaru-uc.ac.jp">kobayashi@res.otaru-uc.ac.jp</a> ) 竹村 ( <a href="mailto:stakemur@res.otaru-uc.ac.jp">stakemur@res.otaru-uc.ac.jp</a> ) 片桐 ( <a href="mailto:katagiri@res.otaru-uc.ac.jp">katagiri@res.otaru-uc.ac.jp</a> )		
<b>授業の内容及び方法：</b> 次頁以降に記載			
<b>授業の目的：</b> この科目では経営者がビジネスを行うに当たって、どのような法的視点を持っておくべきかを考える。  経済のグローバル化の北海道経済への影響 ・ 農業分野への影響 (関税削減・輸出促進) ・ 漁業分野への影響 (漁業補助金の制限) ・ 自動車分野への影響 (部品の原産地規則・関税削減) ・ 観光分野への影響 (インバウンド・アウトバウンド)  企業の不祥事と取締役の責任 ・ 会社の不祥事の発生と経営者の責任 ・ 取締役の会社に対する損害賠償  労災と企業の損害賠償責任の減免 ・ 労災の発生と企業の損害賠償責任 ・ 労働者の事情と企業の損害賠償責任の減免  社会保障制度における企業の法的責任 ・ 従業員の生老病死と企業 ・ 社会的弱者に対する企業の配慮義務  農協と法 ・ 協同組合の特徴 ・ 協同組合の設立・運営 ・ 農協の史的変遷 ・ 農協の抱える問題点 ・ 北海道の農協の特徴			

企業と国および自治体

- ・ 事業活動への国や自治体の介入とその法的制約
- ・ 行政介入と行政の法的責任
- ・ 行政介入と事業者の法的責任

到達目標

履修後、ビジネスにおいて遭遇することとなる法律問題を含む様々な事案に対して、法的にも誤ることなく適切な対応をとることができるようになること。（「適切な対応」には、自ら結論を出すことだけでなく、検討すべき点に気付き、必要な調査や専門家への問い合わせなどができるようになることを含む。）

**使用教材：**

- ・ 林誠司編『カリンと学ぶ法学入門』（法律文化社、2015年）¥2200＋税
- ・ 講師陣が作成する資料
- ・ 「事前準備」の欄に記載の文献及び資料

**成績評価の方法：**

- ・ 出席率 10%
- ・ 授業への参加度 30%
- ・ 事前および事後のレポート 60%
- ・ 試験 0%

（なお、M7、M8の報告会での報告は、事後レポートに代えることとし、報告会での報告を原則とする）

評価に不服のある場合には、不服申立書を以て、教務委員長に申し出ること。

**履修上の注意事項：**

5時限以上欠席した場合、自動的に不可となる。

## 授業の内容及び方法

<b>モジュール 1</b> 経済のグローバル化の北海道経済への影響	
<b>事前準備</b>	教材のうち、後日課題として指定するものを読み、各章について付された設問に対してどのような意見がありうるかを考え、A4版1枚程度にまとめておくこと。
<b>第 3 時限</b>	世界貿易機関（WTO）や経済連携協定（EPA）の実務的影響 北海道の公務員やビジネスリーダーとしての日常業務や戦略策定において、国際貿易に関するルールがどのような影響を及ぼすのか概観する。 （1）モノ（農林水産業・鉱工業等）及びサービス（建設・観光等）の貿易とは （2）知的財産権（特に商標権や地理的表示）の保護のために何が必要か
<b>第 4 時限</b>	経済のグローバル化が北海道経済にどのような影響を及ぼすのか 経済のグローバル化が提起しうる影響について、法的観点から分析する。 （1）新たなEPAができればWTOの機能は縮減するのか。 （2）インバウンドの観光客による消費が「サービス貿易」として国際貿易ルールの規律が及ぶことについて、十分に理解し対応しているか。
<b>復 習</b>	

<b>モジュール 2</b> 企業の不祥事と取締役の責任	
<b>事前準備</b>	後日課題として指定する部分を読み、①何が争点となっており、②それに対して裁判所はどのように判断しているのか、③裁判所の判断に賛成あるいは反対であるかをまとめてくること（A4版1枚に収めること）。
<b>第 7 時限</b>	会社の不祥事の発生と経営者の責任 会社の経営者である取締役は、不祥事が発生した場合に、どのような条件の下で、会社に対して法的責任を負うのかについて概観する。 （1）会社の不祥事と経営者の責任 （2）取締役の会社に対する損害賠償責任
<b>第 8 時限</b>	取締役の会社に対する損害賠償 取締役が負担し得る法的リスクについて解説したあと、具体的な事例を通して取締役の会社に対する損害賠償を概観する。 （1）会社役員の法的リスクと責任保険 （2）取締役の責任事例
<b>復 習</b>	

<b>モジュール 3</b> 労災と企業の損害賠償責任の減免	
<b>事前準備</b>	<p>労災と企業の損害賠償責任を取り扱った判例（後日指定する）を読み、1. 企業側は、どの時点で、どのような対応をとるべきだったか、2. 裁判所はどのような判断を示しているか、3. その判断に賛成か、反対か、そしてその理由は何か、をまとめてくること(分量は自由)。</p>
<b>第 5 時 限</b>	<p>労災の発生と企業の損害賠償責任</p> <p>労働災害が発生した場合、企業は労働者に対し、どのような責任を負うのか（民法上の責任を中心とする）、について概観する。</p> <p>(1) 民法上の損害賠償責任の構造 (2) 労災と企業の損害賠償責任の根拠</p>
<b>第 6 時 限</b>	<p>労働者の事情と企業の損害賠償責任の減免</p> <p>労働災害に対して企業が損害賠償責任を負う場合であっても、労働者の過失（自己管理の不徹底）や病状（高血圧症）などが、しばしば、その損害賠償額の減額事由とされる。こうした実務上の対応にはどのような根拠があるのか、その背景を検討する。</p>
<b>復 習</b>	

<b>モジュール 4</b> 社会保障制度における企業の法的責任	
<b>事前準備</b>	<p>後日、課題として提出する文章を読み、支持する政策を明らかにしたうえで、その理由を述べなさい(A4版1枚程度にまとめること)。</p>
<b>第 7 時 限</b>	<p>従業員の生老病死と企業</p> <p>企業経営にとって生産性を維持、向上させるために不可欠の存在である従業員は、一方で生身の人間である。生老病死に直面する彼らと企業との関係を社会保障制度を軸にして概観する。</p> <p>(1) 社会保険制度の構造と企業の法的責任 (2) 「人を雇うこと」＝賃金と社会保障のダブル保障</p>
<b>第 8 時 限</b>	<p>社会的弱者に対する企業の配慮義務</p> <p>今日、企業は障害者や高齢者の雇用、処遇に対し、格別の配慮をすることが義務付けられている。その背景、現状を概観し、そのような配慮の意義と課題を検討する。</p> <p>(1) 障害者・高齢者継続雇用制度の背景と概要 (2) 社会貢献としての「共生」型企业体</p>
<b>復 習</b>	

モジュール5 農協と法	
事前準備	manabaシステムに後日掲載する資料や各自が独自に集めた資料を読んで、①いわゆる農協改革では何が争点になっており、②関係者は各争点に対してどのような見解を持っているのかをまとめる。その上で③受講生各自が自説を展開する。A4版で分量は概ね2000字以上4000字以下（とりわけ上記③についてはコピー&ペーストするのではなく、自分の頭で考えてください）。
第9時限	ビジネス組織としての協同組合
	農協は協同組合の一つである。協同組合とはどのような組織であるのか、その特徴を企業法の視点から概観する。 協同組合の特徴 設立と運営
第10時限	農協の過去・現在・未来
	農協はどのような経過を経て現在の形になり、どこに向かおうとしているのか。本州とは異なる北海道の農協の特徴についても触れる。 史的変遷 農協の抱える問題点 北海道の農協の特徴
復習	

モジュール6 企業と国および自治体	
事前準備	教材のうち、後日課題として指定する部分を読み、裁判例の末尾にある論点につき、裁判所の見解をまとめた上で、それに対する反論を考えてまとめてくること（A4版1枚程度にまとめること）。
第11時限	事業活動への国や自治体の介入とその法的制約
	事業活動に対する国や自治体の介入にはどのような類型があり、それらに関してどのような法的制約があるのかを概観する。
第12時限	行政介入と法的責任
	国や自治体の介入、特に行政による介入に関わって、行政や事業者が生じる法的責任について検討する。
復習	

モジュール7 報告会（1）	
事前準備	報告者は、報告する事例・事件が扱われた時限に学習したこと、及びその前後の授業で学習したことを総合して、事例・判例を分析したうえで報告する。
第13時限	事例・判例報告
	教材の中の事例・判例1件を選び、報告する。報告は15分、その後質疑応答（全体で30分程度を予定しているが参加人数によって調整する）。
第14時限	同上
	同上
復習	

モジュール8 報告会（2）	
事前準備	前モジュールと同じ。
第15時限	事例・判例報告
	前モジュールと同じ。
復習	